

納期限

今月の納期限は7月31日(月)です。

- ◇固定資産税(2期)
- ◇国民健康保険税(2期)
- ◇後期高齢者医療保険料(1期)
- ◇介護保険料(7月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会
☎073-422-5005
- ※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談
料が必要です。

◇行政相談

- 時** 7月12日(水)
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

- 久堀 修二 氏
☎0738-23-2229
- 寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

国民年金保険料の 免除・納付猶予申請について

平成29年7月分から平成30年6月分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付を7月3日(月)から開始します。

収入の減少や失業などにより保険料を納めるのが難しい場合は、未納のままにしないで、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをしてください。

ただし、当制度では、**前年所得(平成28年中の所得)の審査があります**ので、所得申告が必要となります。

注意事項

・平成28年7月分から平成29年6月分の免除申請において、保険料の一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)が承認された方や、

失業などを申請理由とされた方は、新たに申請書を出しなくてはなりません。学生の方は、当制度を利用してきませんので、「学生納付特例制度」をご利用ください。

◎平成28年度分の申請から納付猶予制度の対象年齢が50歳未満に拡大されました。平成27年度分まで納付猶予制度の対象者は、「30歳未満」となっていました。平成28年度分(28年7月分)~平成29年6月分)から、納付猶予を申請できる年齢が「50歳未満」になりました。

申・問 国保年金課年金係
☎0738・23・5530

年金相談を ご利用ください!

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続をお受けします

のでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所お客様相談室(☎0739・24・0435)への電話予約が必要です。

時 7月20日(木)
10時~11時30分
13時~15時

場 御坊市役所 3階会議室

電話予約方法
自動音声による案内が流れます。

「プッシュボタン」を押す。「か」「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

問 国保年金課年金係
☎0738・23・5530

自衛官募集相談員の紹介

自衛官募集相談員は、自衛官志願者と市・自衛隊との架け橋となり、自衛隊に関する情報提供・相談・アドバイスを

などを行っています。自衛官を目指している方、興味のある方は、お気軽にご相談ください。

自衛官募集相談員

坂井 芳春 氏
芝 有貴子 氏
前田 達也 氏

問 自衛隊御坊地域事務所
☎0738・23・0020

救急車適正利用のお願い

救急車を呼ばれる患者の約半数は軽症で、緊急性の低い不適正な利用が多数です。ご自身で病院に行くことができる場合は、電話救急案内をご利用ください。

電話救急案内(24時間体制)

☎073・426・1199

※歯科の診療時間外案内は行っていません。

問 市消防本部救急救助課
☎0738・22・0800

御坊市に居住する中小企業へお勤めの皆様へ

~御坊市と近畿ろうきんとの提携融資制度~

御坊市中小企業勤労者生活資金融資 年利率1.80% [別途保証料が必要です]

○病気療養・出産資金に ○冠婚葬祭資金に ○教育資金に

○車購入他生活上の臨時出費に

※お申込みいただける方、ご利用の条件などがありますので下記の問い合わせ先にお問い合わせください

問い合わせ 近畿ろうきん御坊支店 ☎0738-22-0579 (代表)
市役所商工振興課 ☎0738-23-5531 (直通)